

妊産婦健康診査費用の払い戻し制度をご希望の人へ

<助成の対概要>

京都府外の医療機関および助産院で妊産婦健診を受診された場合、妊産婦健診受診券の内容に限り、費用を妊産婦ご本人が自費でいったん支払い、その後、福知山市に申請することで公費負担分の費用が返ってくるという制度です。

<対象者>

福知山市に住民票がある妊産婦（転出された場合はその日から対象外になります。）

<手 順>

1 受診医療機関等に封筒「妊産婦健康診査実施医療機関様」を提出。



2 受診券の「健診結果」の部分に記入してもらう。

※記入に文書料がかかる場合、文書料の費用はお返しできません。

（妊婦健診のみ、料金がかかる場合は母子健康手帳の記載・検査結果等で代用できます）

3 健診費用を支払い、受診券と領収書（明細書）を受け取る。

※受診券に使用時期の目安が示されていますが、必要に応じて週数に関わらず未使用の受診券を払い戻しに使用していただけます。

※産婦健康診査については、最大2回分まで公費負担できます。問診票裏面を必ず記入し受診してください。（受診回数、時期については受診医療機関と相談してください。）

※**ご注意ください**

チェックシートの実施（医療機関による結果の記載）がないと払い戻しの対象になりません。（医療機関に確認させていただく場合があります。）

4 福知山市に必要書類を提出。（産後、4か月頃までに申請してください。）

書類の提出は郵送または直接子ども政策室の窓口にご提出してください。

郵送の場合は、必要書類をそろえて、**次ページ住所**に送付してください。

5 公費負担分の振込み

申請されてから約1～2か月後に口座に振込みをさせていただきます。支払案内書は通知しませんので、振込予定時期に通帳をご確認ください。（振込日、フクチヤマシコドモセイサク、振込金額が表記されます。）



<申請に必要な書類等>

① 福知山市妊産婦健康診査費支給申請書（市のホームページでダウンロードできます）
② 印鑑(認め印)
③ 領収書（原本）・明細書 領収書は、自費支払い分（保険適用外分）が払い戻しの対象となります。 治療・投薬の費用は対象外となります。明細書があれば提出してください。
④ 使用した受診券綴り一式（主治医が健診結果を記入したもの） 受診券の記入に文書料や、診療内訳明細書に料金が発生する場合は検査結果等で代用してください。 （妊娠が終了していない場合は使用した受診券の提出をお願いします。） 産後については、そら色受診券の受診回数分
⑤ 母子健康手帳の「妊婦健診結果・検査結果」 産婦は「産婦健康診査結果」のページの写し
⑥ 通帳（入金希望のもの） ※ 郵送の場合 □座情報（金融機関名・支店名・普通と当座の別・口座番号・口座名義人）の入ったページの写しを同封してください。

<返金額の目安>

* 福知山市から還付できる費用は、下記の公費負担額が上限になります。
健診費用が公費負担額に満たない場合は、健診費用が払い戻しの上限になります。

※ご使用の時期により負担額は変わることがあります

平成31年4月1日現在

基本受診券 ①～⑭		各3,230円	
・前期－血液①	3,310円	・中期－血液③	3,310円
・前期－血液②	480円	・中期－B群	3,600円
・前期－免疫	4,570円	・後期－血液④	1,760円
・前期－HIV	1,180円	・超音波①～④	各5,300円
・前期－がん	3,400円	・前期－HTLV-1	850円
・クラミジア	2,440円		
産婦健康診査 1回・2回		各5,000円	

(問い合わせ先)

〒620-0035

京都府福知山市字内記 100番地 (ハピネスふくちやま内)

福知山市福祉保健部子ども政策室 母子保健係

電話 0773-24-7055